DIC（播種性血管内凝固症候群）で死亡した犬についての獣医師の責任

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 29 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 1082 号
【事　件　名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 変更、一部認容
【参 照 法 令】 民法 709 条・710 条
【掲　載　誌】 判時 2552 号 21 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595230

弁護士 **浅野明子**

事実の概要

平成 29 年 12 月 16 日（以下すべて平成 29 年 12 月）、控訴人（一審原告）X_1～X_5ら（以下「Xら」という）の飼い犬（11 歳のカニンヘンダックスフント種の雄。以下「本件犬」という）が、震えたり、うずくまって動かなくなったりしたので、X_1が、被控訴人（一審被告）Y_1経営の動物病院（以下「本件病院」という）を受診したところ、勤務獣医師Y_2は、肝臓がんの疑いで検査入院させ、翌 17 日朝の CT 検査で血管肉腫又は肝細胞がんの所見を得て本件犬に腹腔鏡的肝細胞生検術（以下「生検術」という）を実施（同日朝に血液凝固系検査の結果も得ていた）、24 日午前中に退院させたが、本件犬は餌の吐き戻し、咳などがあり、X_1は同日午後に受診、Y_2から再入院の必要はないとされ一旦帰宅、翌 25 日午前 0 時頃再び本件病院を受診し再入院させたが、26 日午前 5 時過ぎ頃、本件犬は DIC（播種性血管内凝固症候群）[1)] を直接の死因として死亡した。

Xらは、Y_2が①急性すい炎を認識して治療すべき注意義務を怠り本件犬が死亡したとして、Y_1には診療契約上の債務不履行（民法 415 条。但し、契約者であるX_1についてのみ）又は使用者責任（民法 715 条）に基づき、Y_2には不法行為責任（同 709 条）に基づき、既払治療費、通院交通費、葬祭費用、慰謝料、弁護士費用等の賠償を求め提訴したが、一審（原審）は本件犬の急性すい炎は推認できないとしてXらの請求を棄却した。Xらはこれを不服として、Y_2には② DIC の犬に禁忌の生検術を行った過失、③（仮に②の過失が認められない場合）17 日朝の時点で本件犬の DIC 発症を認識し又は認識することができたからこれへの獣医療水準に従った治療を怠った過失、④説明義務違反を追加し、上記②③がなければ本件犬は少なくとも 26 日時点で DIC で死亡しなかった、上記④がなければ適切な治療を要求し少なくともその死亡を遅らせることができた、本件犬に寂しい思いをさせずにみんなで見送りたかったのに看取ることができなかった、として控訴した。

判決の要旨

以下の通り上記③の過失を認め、Y_2の不法行為責任及びY_1の使用者責任を認めた。

1　プレ DIC の認識を前提とした追加検査及び治療をすべき注意義務

Y_2は、17 日朝の時点で、本件犬に腹腔内出血とともに多発性の肝臓腫瘤等を認めており（CT 検査）、また、血液凝固系検査で、著しい血小板数の減少、PT（プロトロンビン時間）・APTT（活性化部分トロンボプラスチン時間）の延長、TAT（トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体）の著増があったのであるから、本件犬は肝臓の血管肉腫を基礎疾患とするプレ DIC（DIC の前段階の状態）の状態であり、そのことを認識することができたというべきであるとした。

そして、DIC の予後は極めて不良で、予後改善には早期診断・早期治療が極めて重要であること、DIC の治療としては基礎疾患の治療が最重要だがそれのみでは不十分で DIC の主病態である凝固亢進、血栓塞栓症に対処すべき血液凝固系検査を実施して、その病型を分類した上でこれに応じて抗凝固療法、補充療法又は抗線溶療法等を選択して

適切な薬剤の投与等の治療を行う必要があるというべきであるから（これは人の DIC についての治療法だが犬の DIC についても同様の治療法が用いられているとした）、追加検査をせず、その結果を踏まえてされるべき DIC に対する治療を行わなかった Y_2には、獣医療の水準に適った治療をしなかった過失があるとした。

2　なお生存していた相当程度の可能性

本件犬は 16 日時点で、血管肉腫の状態がプレ DIC の状態になるほど既に重篤だったこと、DIC 自体予後が極めて不良で病型も不明だったことなどから、たとえ適切な治療をしても 26 日時点で死亡を回避できたと高度の蓋然性をもって認めることはできないとして、Y_2の過失と本件犬の死亡との因果関係は否定した。

他方、医療水準に適った医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明される場合には、医師は、患者が上記可能性を侵害されたことによって被った損害を賠償すべき不法行為責任を負うところ（最判平 12・9・22 判タ 1044 号 75 頁）、医療水準に適った適切な医療が行われるべきであることは、人に対する医療と獣医療とで異なるところはないとして、獣医師は、飼育者が上記可能性を侵害されたことによって被った損害を賠償すべき不法行為責任を負うとし、Y_2が本件犬に行っていた抗がん化学療法による治療は、一般的に、転移を認める血管肉腫であっても奏効率は 86％と高く、同化学療法で治療した犬の生存期間は多くの場合 2、3 カ月であるから、Y_2が適切な検査・治療を行っていれば 26 日時点でなお生存していた相当程度の可能性が存在するとした。

3　損害

死亡との因果関係を認めることはできないため財産的損害は否定した。

しかし、X_1、X_2及びX_3（同居するX_1の娘夫婦）については、生存の相当程度の可能性を侵害されたことに伴う精神的苦痛を被ったというべきところ、治療の経過、犬との関わり方等一切の事情を考慮して、各 20 万円の精神的損害とその一割相当額の弁護士費用（合計 66 万円）を認めた。

X_4及びX_5（ともにX_1の娘で実家に時々帰省）の請求は棄却した。

判例の解説

一　獣医師の責任

獣医師と飼い主の診療契約は準委任契約（民法 643 条、656 条）と考えられ、獣医師は、ペットの治療という契約の本旨に従った善管注意義務（民法 644 条）を負う。そのため、行為当時の獣医療水準に従った平均的な獣医療知識と技術に基づいて動物の診察、検査、処置等をしなければならないといえる。飼い主に対し治療の内容や結果等について説明・報告する義務もある（民法 645 条、保健衛生の指導を定めた獣医師法 20 条）。

Y_1は特例有限会社、Y_2はY_1の被用者なので、契約上の責任は使用者であるY_1に追及している。実務上は、治療を行った獣医師に不法行為責任（民法 709 条）を、病院に対しては（獣医師の不法行為責任が成立することを前提とした）使用者責任（民法 715 条）と債務不履行責任（民法 415 条）を選択的に主張することが多い。これに対して判決は獣医師の過失を認める場合は不法行為と認定することが多く、本件も不法行為を認めている。

両者の違いは、立証責任、時効期間（原則 5 年と 3 年）、慰謝料（但し、債務不履行でも認められることがある）、弁護士費用の有無（但し、弁護士に委任しなければ訴訟活動が困難な類型として安全配慮義務違反の事案で認めた最判平 24・2・24 判時 2144 号 89 頁がある）にあるが、注意義務違反の内容は多くの場合両者で異ならないと考えられる。厳密には債務不履行であれば契約内容に照らした善管注意義務は何か、不法行為であれば（通説的見解を元にすれば）予見可能性を前提とした結果回避義務は何かという違いがあるが、裁判官がその点をどの程度意識しているかは不明である。

二　獣医療水準

控訴審では、本件犬は 16 日時点で著しい血小板数の減少と PT、APTT、TAT の著増から DIC を併発している可能性が極めて高い状況だったという専門家獣医師の意見書が新たに提出され、これを元に追加主張した過失が認められた（但し、全く新しい過失の主張というよりは、原審で経過の一事情としていた事実を独立した注意義務違反とした）。

獣医療水準は、臨床現場で実践的に浸透している平均的な水準というべきであり、最新の研究知

見や高度な水準が要求されるものではない。また、都市部を中心に一次診療と獣医系大学付属病院や高度医療センターなどの高次医療施設との役割分担が進んでおり、当該病院の性質、いかなる専門や高度医療を期待されていたかによっても水準は異なるというべきである。

獣医師の過失を認めた東京高判平 20・9・26（判タ 1322 号 208 頁）でも、臨床獣医学の実践における医療水準であること、診療に当たった獣医師が診療当時有すべき医療上の知見であり、当該獣医師の専門分野、所属する医療機関の性格等の諸事情を考慮して判断されるべき（人の医療についての最判平 7・6・9 判タ 883 号 92 頁参照）としている。

本件病院の規模は不明だが、特に高度な獣医療水準は要求されていない。そうすると本判決では、基礎疾患のある犬の診療においては（高齢化が進みがん治療を行う犬が多い）、著しい血小板数の減少と PT、APTT、TAT の著増を認めれば、プレ DIC を認識し、速やかに（基礎疾患の治療とともに）DIC 治療を行うのが獣医療水準であると評価したことになる。本件犬の詳細（特に獣医師による望診や触診、聴診等による症状）は不明で一概にはいえないが、町の一病院にそこまでの注意義務を課すのは筆者個人としてはやや酷に感じる。

しかし、ペットを家族の一員と考え、人と同レベルの医療を期待する飼い主が増えている現状に鑑みれば、需要に応えるべく知見と技能を磨き今後も獣医療水準は益々上がっていくと考えざるを得ない。

ダックスフントには、カニヘン（体重 3kg程度の超小型犬）のほか人気犬種のミニチュア、スタンダードのサイズがあるが、いずれも、胴長短足で腰を痛めやすく椎間板ヘルニア等の疾患が多く、元が猟犬なので吠え声が意外と大きく活発で騒音等のトラブルも少なくない傾向にある。（消費者の好みに合わせて繁殖した珍しい色のダップル（斑模様）や薄い色のダックスフントはおとなしいが健康上の懸念がある。）

今後、獣医師や愛玩動物看護師（令和元年創設）、第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という）に基づく登録制）等の専門家は、結果責任に近い責任を負う可能性も視野に入れ、このような犬種特性や持病を抱える高齢ペットへの配慮が求められよう。

なお、人の医療と異ならない医療水準が妥当すべきという本判決の指摘は、あくまでも犬猫等の一般的なペットについての話で、しかも飼い主の希望（懐）次第である。

三　ペットの生命維持の可能性の保護

本来、過失と死傷等結果との間に因果関係がなければ責任は発生しない。因果関係の立証は科学的に証明されなくても経験則に照らし高度の蓋然性、すなわち、通常人が疑いを差し挟まない程度に確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りると解されているが（最判昭 50・10・24 判時 792 号 3 頁）、本件犬は初診時点で既に重篤な状態で、仮に適切な追加検査と治療をしても助からなかった可能性が高く、死亡との因果関係は認められない。

しかし本判決は、獣医療水準に適った治療がされていれば本件犬は当該死亡時点で死ななかった相当程度の可能性があり、この可能性は法的保護に値するとして慰謝料を認めた。医師の過失が認められる以上、責任を認めるべきという救済的な考え方の一つといえる。本判決引用の平成 12 年最判では、人の生命維持は基本的な利益であることを理由にしているが、本件は財産権の侵害であり、何故人の命と同様の法益が認められるのかは明らかにしていない。

救済的に慰謝料を認める方法（或いは損害額は大きく違うが因果関係の立証の程度の緩和と捉えることも可能である）としては、生命維持の可能性のほかにも、治療の機会の喪失、飼い主の自己決定権の侵害なども考えられ、本件犬の状態に照らせば、飼い主の希望（助からないなら痛い思いをさせずに家で看取りたかったなど）に反し負荷のかかる治療（生検術等）を行い、今後について適切な説明をしなかった説明義務違反と捉えることも可能だったように思われる。或いは、看取りの利益の侵害とすることもできたと思われる（ペットが死を迎えるにあたり自宅で看取るか動物病院で看取るかを選択し、その死亡を見守る利益も法律上保護されるとした裁判例として東京地判平 19・3・22 判例集未登載、LEX/DB28131026）。

本判決の判時解説は、ペットは飼育者が家族同様の愛着を示していることを理由に、ペットの生命維持の可能性は、飼育者にとって、人の生命維持の可能性と同様に保護されるべき利益で、これ

は患者に比肩し得るとしている。

しかし、患者に比肩し得るというのもやや釈然としない。いわば患者の遺族に患者本人と同様の利益を認めているようにも、或いは人と同価値を持つ特別な財産権を想定しているようにも見える。このような曖昧さは裁判官の苦悩の現れと考えられ、それは、ペットを物とする法と社会通念の間に齟齬が生じてきたことを示していると評価できるかもしれない。動物は感覚のある存在であり、動物は物ではないと規定する国もある（ドイツ、フランス等）。動愛法でも、動物は命あるものとし、愛護動物のみだりな殺傷や虐待、遺棄を禁ずる[2)]。（従って、獣医師が正当な理由に基づかず愛護動物に水準から外れた治療を行えば愛護動物殺傷罪に当たり得る。）この点は今後の法的議論と発展を期待したい。

いずれにしろ本判決は、あくまで獣医師の高度な専門性に鑑み、獣医療過誤の場面において、ペットの生命を飼育者にとっては人の生命と同じように保護すべき利益と高裁レベルで評価した、その意味で画期的な判決というべきであろう。

ところで、「相当程度の可能性」の程度であるが、前掲平成 12 年最判では救命率「20％以下」という鑑定結果を元に判断しているので、本件でもその程度を想定したと考えられる。

四　ペットの慰謝料

もちろん、ペットには権利主体性がないので、ペット自体に慰謝料が発生するわけではない。飼い主等ペットと密接な関係にある者の精神的苦痛を慰謝するために認められるものである。

ペットの死に対し慰謝料が認められた最初の裁判例と思われるのは、放し飼いで散歩中の大型犬が原告夫婦の庭に侵入して紐につながれ縁側で日向ぼっこをしていた飼い猫を咬み殺した事案で、1 人 1 万円（夫婦で 2 万円）の慰謝料が認められた事例である（東京地判昭 36・2・1 判時 248 号 15 頁）。もらってきた猫だったため猫の財産的価値が認められなかったことによるいわば救済的な判断だった。

その後、知人が飼い犬を無断で連れ出し死亡させた事案で、犬の時価相当額の損害とは別に、財産的損害の賠償だけでは到底慰謝され得ない精神上の損害を生ずる特別の場合もあるとして、3 万円の慰謝料を認めた裁判例（東京高判昭 36・9・11 判時 283 号 21 頁）、ペットが子どものいない夫婦の子ども代わりだった場合、さらには、子どもの有無にかかわらず家族の一員としてかわいがられていたなどの理由で、また、死亡に限らず重い後遺障害を負った事例でも、加害の悪質性、被害状況等に鑑みではあるが徐々にペットの慰謝料が認められるようになっていった。

ただし、財産的評価は慰謝料で一括判断する、とか、上記東京高判のように別個に評価してもその合計額はペットの財産的価値を大きく上回ることはないなど、物の価値を離れて判断されることはほぼないといわざるを得ない。獣医師による詐欺事件で慰謝料 100 万円が認められた裁判例でも、その中にはペット（ウサギ）の財産的価値や行為の悪質性、被害結果に対する評価も含まれている（東京地判平 20・11・14LEX/DB25596223）。

五　飼い主（飼育者）

本判決は、本件犬と生活を共にしていた X_1 ～ X_3 を飼育者と認め、X_4、X_5 については否定した。同居が一つのメルクマールといえ、日常ペットの世話をし、触れ合い、家族の一員として密接な関係を持つ者という判断で妥当である。

なお、飼い主概念は民法 718 条の動物占有者責任として論じられることが多い。自治体の条例では所有者のほか占有者を含む概念で用いられることが多く、例えば東京都動物の愛護及び管理に関する条例では、「飼い主」を動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含むと規定する。動物の関与者をなるべく広く捉え、動物の行動に対する責任者が不在にならないようにするためである。

●――注

1）腫瘍、組織損傷、感染及び炎症等の基礎疾患を有する動物において、細小血管の中で血液が異常に固まって血栓を作り、血液の流れを悪くして全身の臓器不全に陥る病態（原審判決文より）。

2）愛護動物とは牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、そのほかの人が占有する哺乳類、鳥類又は爬虫類である。愛護動物殺傷罪は 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、同虐待・遺棄は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金である（動愛法 44 条）。